

プールにおける安全管理について

公益財団法人 日本スポーツ施設協会

水泳プール部会 セミナー委員 樋口 貴之

なぜ、プール事故は起こるのか？

- **設備**や**施設自体**の不備や不具合によって起きるもの
- 使用する**器具**(プールフロア等)や**備品・遊具**によって起きるもの
- **指導・監視体制**(適切な人数や配置など)の不備によって起きるもの
- 指導員や監視員の**能力不足**や**教育不足**によって起こるもの
- 利用者の**マナー**や**ルール違反**、**泳力不足**によって起きるもの
- 利用者の**身体的要因**(体調不良や急病等)によって起きるもの
- **不可抗力**(自然災害等)によって起きるもの



事故の原因は ①**施設・設備・器具**等に起因するもの(**ハード面**)
②**安全管理体制全般**に起因するもの(**ソフト面**)
③**利用者自身**に起因するもの
④**不可抗力** に分類される。

プール管理に関する基準・法令について

1) 国が定めたもの

- ・ **プールの安全標準指針**（文部科学省・国土交通省）
- ・ 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）

2) 都道府県が定めたもの

- ・ プール等取締条例（東京都）
- ・ 神奈川県海水浴場等に関する条例（神奈川県）
- ・ 埼玉県プールの安全安心要綱（埼玉県）

3) 区や市町村が定めたもの

- ・ 渋谷区プールの衛生に関する条例（渋谷区）
- ・ 千葉市遊泳用プール指導要領（千葉市）



基準・法令では、設置基準・衛生基準・安全基準を明確に示している

「プールの安全標準指針」について

1) プール事故を防止するために必要な基本的事項

●プールの施設面(ハード面)の安全管理

- ・ プール管理に必要な設備や備品、資機材の整備
- ・ 徹底した施設点検による不具合の早期発見（点検チェックシート作成）
- ・ 施設の不具合や破損個所のと迅速な対応（設備管理者との連携）

●管理・運営面(ソフト面)の安全管理

- ・ 管理体制の整備（適切な人材の配置）
- ・ 適切な監視体制の確立（配置人数・配置場所・マニュアル等の整備）
- ・ 想定される事故の検証と予防策の構築（リスク管理）
- ・ 迅速な緊急時の対応への備え（緊急連絡体制・監視員の教育と訓練）
- ・ 利用者への情報提供

常に予防策に重点を置いた管理体制づくりが必要とされる

「プールの安全標準指針」について

2)施設や設備・備品の点検

●排（環）水口とプール槽内の点検

- ・ プール開放前後及び利用中の定時毎に、排（環）水口を目視と触診や打診によって点検を実施
- ・ プール槽内及び水底に、異物や破損がないかを確認

●備品や資機材の点検

- ・ プールフロア、レーンロープ等の備品に異常がないか確認
- ・ AED（自動体外式除細動器）は使用可能か確認（電源・パッドの点検）
- ・ 監視台や救命具、担架など監視や救助に必要な資器材に異常がないか確認

点検は必ずチェックシートを作成し、異常の有無の記録を付けること
また、異常があった場合は速やかに管理者等の報告すること

「プールの安全標準指針」について

3) プール管理体制の整備(安全管理に必要な人材の配置)

種別	役割・担当業務	必要な資格・力量
管理責任者	施設の総括責任者・安全や衛生に係る 全てのマネジメント を行う	プール管理経験者・安全や衛生に関する資格取得者
衛生管理者	プールの衛生管理の実務担当者 ・管理責任者が兼務する場合あり	安全や衛生の知識がある者 ・衛生に関する資格取得者
監視員	利用者の監視及び指導を行う ・事故時には 救助活動 を行う	一定の泳力を有する者・救助法や応急手当の資格取得者
救護員	傷病者が発生した場合に 応急救護 にあたる・監視員が兼務する場合あり	応急救護に関する資格取得者

公的な機関
公益法人の
講習・資格

- 水泳指導管理士（公益財団法人 日本スポーツ施設協会）
- プール衛生管理者・プール施設管理士（公益社団法人 日本プールアメニティ協会）
- 救急法救急員・水上安全法救助員（日本赤十字社）
- 普通救命講習・上級救命講習・応急手当普及員（各自治体消防署）
- プールライフガード（公益財団法人 日本ライフセービング協会）

「プールの安全標準指針」について

4)適切な監視体制の確立するうえでの留意事項

●固定的要素

- ・ 施設規模に応じた**監視人数**（目安：1人で監視できる範囲は約20M四方）
- ・ **水深やプール形状**に配慮した監視配置（死角をつくらない配置）

●変動的要素

- ・ 季節や曜日、時間帯による**利用者数の増減**
- ・ 利用者構成（**子供や高齢者**の多い施設や時間帯）への配慮

●監視員の能力(力量)

- ・ 事故を**予見**し、事前に防止できる能力
- ・ 緊急時には、**速やかに救助**できる能力



利用者の状況は**常に変化**しており、この**変化に対応**する監視体制を構築することが事故防止となる

「プールの安全標準指針」について

5) 想定される事故の検証と予防策の構築(リスク管理)

●危機管理とリスク管理の違い

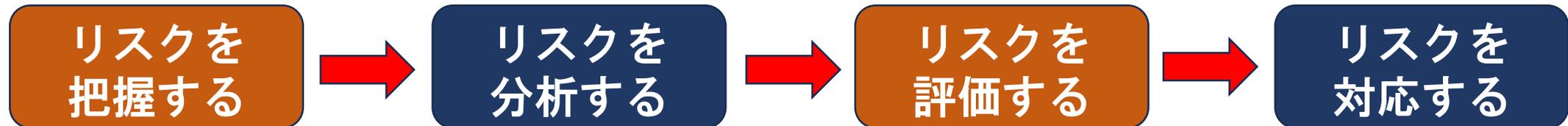
➡危機… **すでに発生した事態**

【危機管理】発生した事態に対し、被害を最小限に抑える手段や早期回復の手段

➡リスク… **これから起きる危険** (まだ発生していない)

【リスク管理】**想定されるあらゆるリスクを回避** (起こらないように) する手段

●リスク管理のステップ



事故や有事は、発生してから方策を検討するのではなく、**起こる前に予防する「リスク管理」**という考え方が、非常に重要である

「プールの安全標準指針」について

6) 迅速な緊急時の対応

● 緊急時の指示命令系統と連絡体制の整備

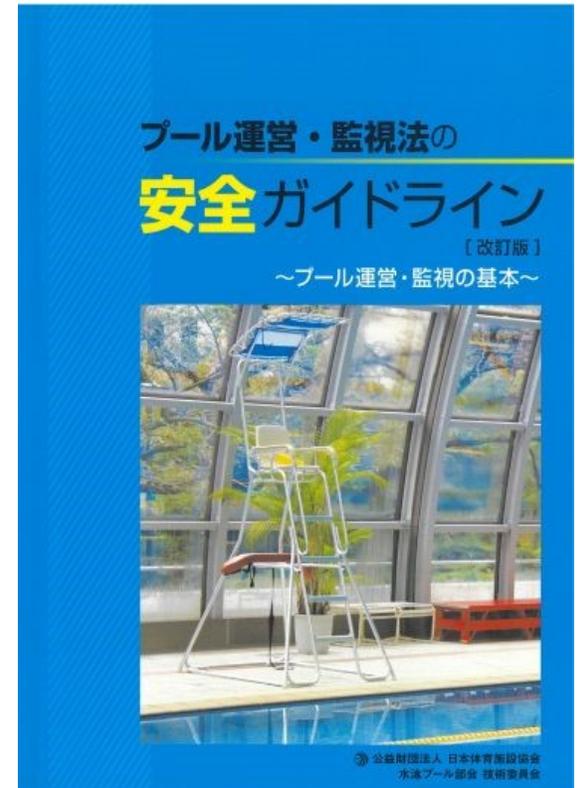
- ・ 当日の**責任者**や**報告先**を事前に把握しておく
- ・ 救急要請や経路の確保など**役割分担**を決めておく

● 事故対応マニュアルの作成

- ・ 事故の際の**具体的な対応方法と流れ**を記載
- ・ 火災や地震による災害時の**避難誘導方法**も記載
- ・ 事故を想定した**シミュレーション訓練（実技）**を実施

● 救急要請の手順と留意事項

- ・ **迅速な119番通報**の為、電話機の近くに住所や手順を掲示
- ・ **搬送経路**と救急車の**停車場所**を確保
- ・ 傷病者の氏名や連絡先、手当の実施内容など、**救急隊への迅速な引継ぎ**



プール運営監視方法の安全ガイドライン
公益財団法人 日本スポーツ施設協会
水泳プール部会 技術委員会